

令和8年度女性担い手育成事業研修旅行業務仕様書

1 趣旨

社会・経済の活性化に向け、さらに能力を発揮したい女性に学習とネットワーク構築の機会を提供することで、地域や職場における女性の担い手を育成する。

2 日程

令和8年12月12日（土）～12月13日（日）

※旅行終了後の精算業務等に要する時間を考慮して、
契約期間は契約締結日～令和9年2月26日（金）とする。

3 履行場所

京都府京都市、福知山市、舞鶴市、宮津市、与謝野町

4 人数

55名（内訳：参加者49名、スタッフ6名）
（参考 スタッフ内訳：府職員6名）

5 行程

（1）令和8年12月12日（土）

時間(予定)	行程	備考
7:30-7:40	参加者乗車①（京都駅）	・参加者誘導
7:40-8:40	京都駅～道の駅 京丹波 味夢の里	・観光バスで移動
8:40-9:00	休憩（道の駅 京丹波 味夢の里）	・参加者誘導
9:00-9:40	道の駅 京丹波 味夢の里～ 西舞鶴駅	・観光バスで移動
9:40-9:50	参加者乗車②（西舞鶴駅）	・参加者誘導
9:50-10:30	西舞鶴駅～ 講演会、ワークショップ、 全体発表・意見交換会会場	・観光バスで移動 ・参加者誘導
10:30-12:00	講演会	・スタッフの指示に従い、 講演会運営の支援
12:00-13:00	昼食・休憩	・参加者誘導
13:00-16:30	ワークショップ	・スタッフの指示に従い、 研修運営の支援
16:30-18:00	全体発表・意見交換会	・スタッフの指示に従い、 研修運営の支援、片付け ・終了後、集合写真撮影
18:00-18:30	研修会場～宿泊施設	・観光バスで移動
18:30-20:00	夕食	・参加者誘導

(2) 令和8年12月13日(日)

時間(予定)	行程	備考
8:20-9:20	朝食	・参加者誘導
9:20-10:13	宿泊施設～西舞鶴駅	・観光バスで移動 ・参加者誘導
10:13-11:10	西舞鶴駅～天橋立駅	・京都丹後鉄道で移動 ・参加者誘導
11:10-12:30	昼食	・各自昼食
12:30-13:00	天橋立駅～視察先	・観光バスで移動
13:00-15:00	視察(ちりめん街道・旧尾藤家住宅 見学、シルクコースター作り体験)	・参加者誘導
15:00-16:00	修了式	・スタッフの指示に従い、 交流会運営の支援 ・参加者誘導
16:00-16:40	修了式会場～福知山駅	・観光バスで移動
16:40-16:50	参加者降車①(福知山駅)	・参加者誘導
16:50-17:30	福知山駅～ 道の駅 京丹波 味夢の里	・観光バスで移動
17:30-17:50	休憩(道の駅 京丹波 味夢の里)	・参加者誘導
17:50-18:50	道の駅 京丹波 味夢の里～京都駅	・観光バスで移動
18:50-19:00	参加者降車②(京都駅)	・参加者誘導

※(1)から(2)の時間は予定であり、天候・交通事情等により大きく変更する必要がある場合は、京都府と協議すること。

6 留意事項

(1) 旅行傷害保険等について

受託者は、参加者及びスタッフについて5(1)、(2)に示す行程における次の要件を満たす団体用の保険に加入すること。

なお、上記に係る経費は、委託料には含めないこと。

死亡・後遺障害 1,500 万円

入院保険金日額 5,000 円

通院保険金日額 3,000 円

(2) 参加者について

- ・介助を必要とする参加者があった場合は、対応について京都府と協議すること。
- ・旅行中に発熱等体調異常のある者が発生した場合は、本人の同意を得た上で近隣の医療機関等への連絡等協力に努めること。

(3) 添乗員について

受託者は、12月12日(土)の参加者集合から12月13日(日)の各地での解散までの間、本旅行に添乗員を1名以上同行させること。

なお、本業務実施期間中における当該添乗員に係る人件費、宿泊費及び食事代等も委託料に含まれるものとする。

(4) 観光バスについて

- ・大型バスを1台確保すること。
ただし、参加者の人数により台数や大きさを調整すること。
 - ・駐車場が必要な場合は確保すること。
 - ・参加者は補助席を使用しないこと。
 - ・有料道路通行料、駐車料については委託料から支払うこと。
 - ・バスガイドは不要とすること。
 - ・ドライバーの宿泊費用が発生する場合は、その費用を委託料から支払うこと。
 - ・12月12日(土)の行程において京都駅及び西舞鶴駅に停車し、参加者を乗車させること。
 - ・12月13日(日)の行程において京都駅及び福知山駅に停車し、参加者を降車させること。
- ※駅ロータリー等での停車が困難な場合は、周辺で乗降可能な場所を確保すること。

(5) 講演会、ワークショップ、全体発表・意見交換会、修了式について

- ・12月12日(土)の講演会、ワークショップ、全体発表・意見交換会に係る会場を舞鶴市内に、12月13日(日)の修了式に係る会場を与謝野町内に確保し、係る費用を80,000円計上した上で、委託料から支払うこと。
なお、12月13日(日)修了式の会場予約については京都府が行う。
- ・講演会、ワークショップ、全体発表・意見交換会の会場は、宿泊施設から徒歩圏内又は観光バスで10分圏内にある施設を確保すること。
※場所は京都府と協議の上、決定すること。
- ・講師の依頼は京都府が行うが、係る経費を400,000円計上した上で、委託料から支払うこと。

(6) 宿泊施設について

ア 宿泊施設は、次の要件をいずれも満たすものとする。

- ・西舞鶴駅から観光バスで30分以内に到着可能かつ全員が宿泊できるホテル又は旅館を舞鶴市内で確保すること。
 - ・消防用設備等必要な体制が備わっている安全でかつ信用のある施設であること。
 - ・車椅子用ボタンを備えたエレベーターが設置されていること。
 - ・夕食後1時間以上売店が利用又は延長利用が可能であること。
- なお、近隣施設の利用でも可。

イ 客室は、次の要件をいずれも満たすものとする。

- ・全て禁煙室を確保すること。ただし、禁煙室の部屋数が足りないなどにより確保が難しい場合は、十分に消臭処理を行うことを条件とし、喫煙室の利用も可とする。
- ・各部屋にシャワー、バスタブ、トイレを備えていること。
- ・参加者の客室はツイン(洋室)の客室25室(49名分)を確保すること。

また、客室の広さは1室あたり18平方メートル以上とすること。

※予約状況等により確保が困難な場合はシングルも可（京都府と事前に協議すること。）

- ・スタッフの客室はシングル(和洋問わない)の客室を6室確保すること。

ウ 宿泊施設の宿泊料等については次のとおりとする。

- ・宿泊料には朝食、夕食、入湯税の料金も含まれるものとする。

エ 食事について

- ・5（1）、（2）に示す行程における12月12日（土）の昼食（飲み物含めて1,500円程度）及び夕食（飲み物含めて6,500円程度）を用意すること。なお、細部の内容については京都府と協議すること。

- ・朝食については、参加者が一堂に会することなく、各自適宜に取ることとする。

- ・12月12日（土）の昼食は、研修を実施する施設内で飲食できるよう手配すること。

- ・夕食については、宿泊施設内会場での飲食を基本とするが、会場の確保が難しい場合は、ホテル又は旅館の夕食提供と同等の品質及び満足度が確保される施設を選定すること。

※詳細については、事前に京都府と協議すること。

- ・食物アレルギーを有する参加者、スタッフがいる場合は対応した食事を手配すること。

（7）視察について

- ・12月13日（日）にちりめん街道及び旧尾藤家住宅見学、シルクコースター作り体験（旧加悦町役場庁舎）を予定しているため、これらの申込み手続を行い、視察に係る経費として、90,000円を計上し、委託料から支払うこと。

- ・詳細は京都府と協議して決定すること。

- ・参加者及びスタッフが各自で昼食をとることができる時間を確保した行程とすること。

（8）京都丹後鉄道について

- ・12月13日（日）に京都丹後鉄道の車両貸切（西舞鶴駅～天橋立駅）を予定しているが、当該貸切のために必要な手続き及び支払いについては、京都府が行うこととする。

（9）その他の経費について

次の経費を計上の上、受託者において必要となった額の支払を行うこと。

- ・各行程において添乗員及びスタッフが先に移動する必要がある場合に要する経費を計上すること。

（10）参加者・スタッフからの徴収について

- ・参加者から一人当たり19,800円を徴収すること。
- ・スタッフからは以下の経費を徴収すること。

- ・12月12日（土）の昼食、飲み物（夕食時）に係る経費
- ・徴収は参加者及びスタッフからの口座振込もしくは現金によること。
- ・徴収した金額は、本業務に係る経費に充てること。
- ・参加者及びスタッフから参加辞退があった場合は、徴収した金額を口座振込等により本人へ返金すること。

なお、上記の経費は、委託料に含めないこと。

（11）委託料の執行・精算について

経費の各項目で増減が生じた場合は、委託料の範囲内で執行することとし、精算方法は次に定めるとおりとする。

ア 参加人数・スタッフが減少した場合

- ・参加者・スタッフの人数にて算出される経費（食事代、宿泊代、交通費、施設利用料等）の単価に人数を乗じた額から、取消料を控除した額（以下「参加者の減少に係る剰余金」という。）を契約代金から減ずる。
- ・ただし、参加者の減少に係る剰余金を他の項目に流用する場合は、京都府の了解を得ること。また、その際は流用後の剰余金の額を契約代金から減ずる。

イ 各項目の経費に剰余金が生じた場合

- ・各項目の経費について、必要となった額の支払後に生じた剰余金を契約代金から減ずる。
- ・ただし、必要となった額の支払後に生じた剰余金を他の項目に流用する場合は、京都府の了解を得ること。また、その際は流用後の剰余金の額を契約代金から減ずる。

（12）変更契約の締結について

参加予定人数を増減させる必要が生じた場合や災害の発生や天候・交通事情の影響等により行程に大幅な修正が必要となった場合、委託料が増減した場合は、京都府と受託者が協議の上、変更契約を締結するものとする。

なお、京都府の責に帰さない事由による延期の場合の取消料の取扱いについては、京都府と受託者が協議するものとする。

（13）その他

- ・京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し適正に業務を執行すること。
- ・本業務は内閣府「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であることを理解するとともに、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。
- ・業務の実施に当たっては、関係機関等と十分に連携を取り、効果的な事業の実施に努めること。
- ・業務の進捗管理を徹底し、随時報告を行い、指示等を受け、円滑な業務の推進に努めること。
- ・業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- ・契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して

決定するものとする。